

東日本大震災の被災者に係る国民健康保険料および一部負担金の減免の見直しについて

東日本大震災により被災された皆様につきましては、心からお見舞い申し上げます。

東京電力福島第一原子力発電所事故により被災された方のうち、避難指示区域等に居住されていた方に対して、国民健康保険料および一部負担金の減免を実施してきました。

これらの減免につきまして、平成29年4月1日以前に避難指示区域等の指定が解除された地域を対象として、令和5年度以降、段階的に見直しをすることが、国により決定されました。

これに伴い、当市でも、令和5年度以降、被保険者の公平性の観点から、避難指示解除の状況を踏まえた上で、段階的に減免を縮小いたします。

被災された皆様につきましては、ご理解いただきますようお願いいたします。

減免の見直し内容

対象地域（番号）	国民健康保険料の減免見直し	一部負担金の減免見直し
平成26年までに解除された区域（①） ・ 広野町、楡葉町の一部、南相馬市の一部（旧緊急時避難準備区域） ・ 川内村の一部、田村市（旧緊急自避難準備区域および旧避難指示解除準備区域） ・ 特定避難勧奨地点	・ 令和5年度は半額減免 ・ 令和6年度以降、減免終了	・ 令和7年度以降、免除終了
平成27年に解除された区域（②） ・ 上記以外の楡葉町全域（旧避難指示解除準備区域）	・ 令和6年度は半額減免 ・ 令和7年度以降、減免終了	・ 令和8年度以降、免除終了
平成28年に解除された区域（③） ・ 葛尾村の一部、南相馬市の一部（旧避難指示解除準備区域および旧居住制限区域） ・ 川内村の残り全域（旧居住制限区域）	・ 令和7年度は半額減免 ・ 令和8年度以降、減免終了	・ 令和9年度以降、免除終了
平成29年に解除された区域（④） ・ 飯館村の一部、浪江町の一部、川俣町、富岡町の一部（旧避難指示解除準備区域および旧居住制限区域）	・ 令和8年度は半額減免 ・ 令和9年度以降、減免終了	・ 令和10年度以降、免除終了

※上記以外の区域（帰還困難区域）で被災された方については、当面の間、引き続き国民健康保険料と一部負担金の減免を継続します。国から縮小等の通知があり次第、順次お知らせいたします。